

# 第3期京都府障害福祉計画

平成24年 3月  
京 都 府

# 目 次

## 第1章 基本理念等

1 目的及び趣旨	1
2 基本理念	1
3 計画策定の基本的な考え方	1
4 障害福祉サービスの体系	2
5 区域の設定	3
6 計画期間	3
7 根拠法令等	3

## 第2章 平成26年度の数値目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	4
3 福祉施設から一般就労への移行等	4

## 第3章 障害保健福祉圏域ごとのサービス供給体制の見通し及び指定障害福祉サービスの計画的な基盤整備の方策について

1 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等	7
2 各年度の障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	10
(1) 訪問系サービス	10
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	10
イ 重度訪問介護	10
ウ 同行援護	10
エ 行動援護	10
オ 重度障害者等包括支援	10
(2) 日中活動系サービス	11
ア 生活介護	11
イ 自立訓練（機能訓練）	12
ウ 自立訓練（生活訓練）	12
エ 就労移行支援	13
オ 就労継続支援（A型）	14
カ 就労継続支援（B型）	14
キ 療養介護	15
ク 短期入所	15

(3) 居住系サービス-----	16
ア 共同生活援助（グループホーム）-----	16
イ 共同生活介護（ケアホーム）-----	16
ウ 施設入所支援-----	16
(4) 相談支援-----	17
ア 計画相談支援-----	17
イ 地域移行支援-----	17
ウ 地域定着支援-----	18
3 施策の方向性-----	19
<b>第4章 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数-----</b>	<b>23</b>
<b>第5章 指定障害福祉サービス等従事者の確保又は資質向上のための措置</b>	
1 サービス提供に係る人材の研修-----	23
2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価-----	23
3 障害者等に対する虐待の防止-----	24
<b>第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項</b>	
1 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業-----	24
(1) 専門性の高い相談支援事業-----	24
ア 発達障害者支援センター運営事業-----	24
イ 障害者就業・生活支援センター事業-----	24
ウ 高次脳機能障害支援事業-----	25
(2) 広域的な支援事業-----	25
ア 総合相談支援体制整備事業-----	25
イ 障害者自立支援協議会-----	25
ウ 障害児（者）地域療育等支援事業-----	25
(3) 人材育成事業-----	26
2 各年度の事業の種類ごとの実施に関する量の見込み-----	26
<b>第7章 計画の達成状況の点検及び評価-----</b>	<b>26</b>
<b>用語解説-----</b>	<b>27</b>
<b>参考資料-----</b>	<b>29</b>
<b>障害者自立支援法及び国基本指針-----</b>	<b>43</b>

# 第1章 基本理念等

## 1 目的及び趣旨

本計画は、障害者自立支援法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑な制度の実施を確保するものである。

また、障害者基本法に基づき障害者施策の基本方針として策定した「京都府障害者基本計画後期重点計画（平成22年3月策定）」の実施計画として位置づけるものである。

## 2 基本理念

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念として、障害のある人が地域の人々とともに、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活し、障害のある人の「完全参加と平等」が実現できる社会を目指す。

なお、障害のある人が地域の人々と共に生きる社会、すなわち「共生社会」においては、障害のある人は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担することが求められる。

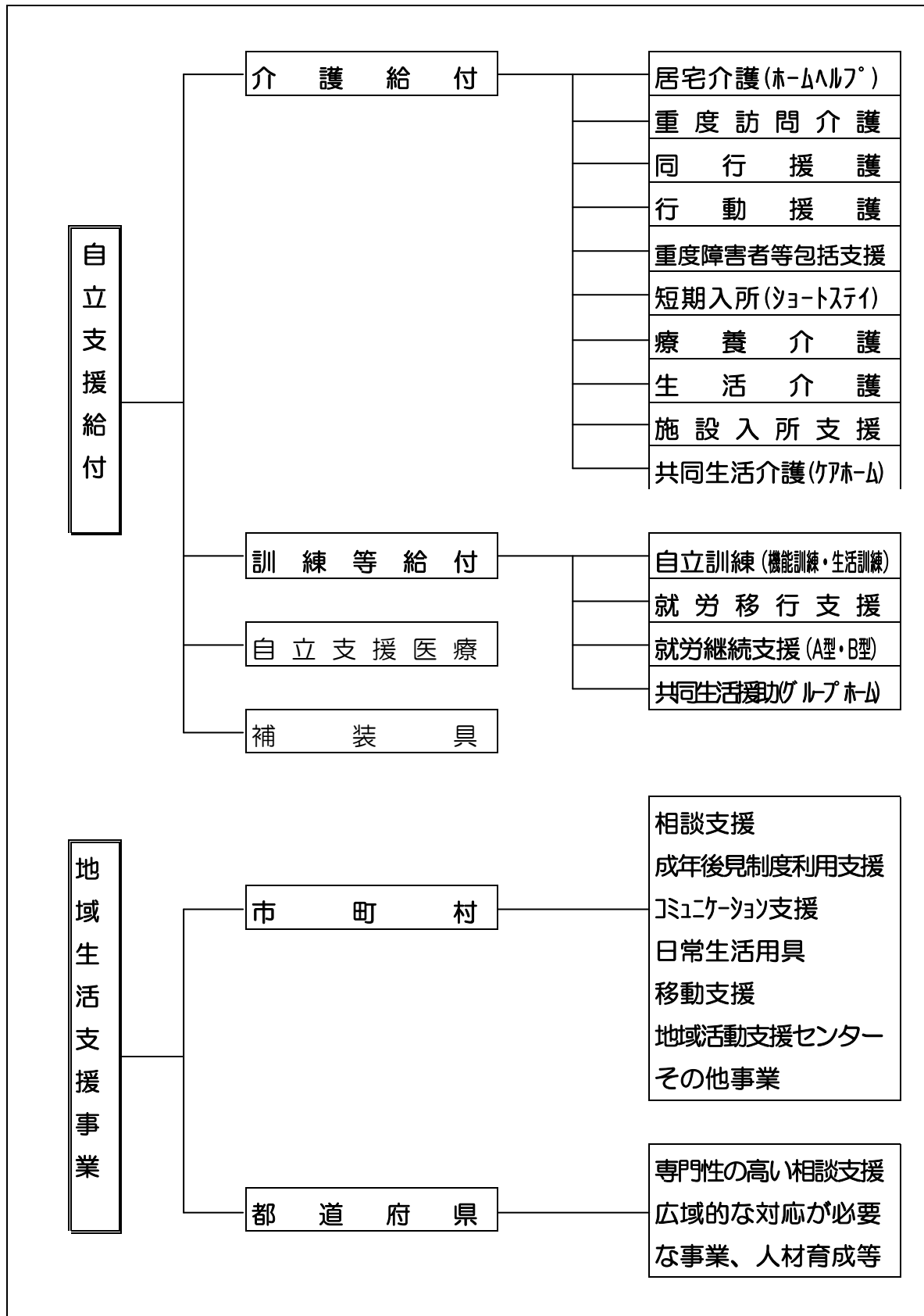
そのため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去して、障害のある人がその能力を最大限に発揮できるよう支援していく。

## 3 計画策定の基本的な考え方

国基本指針を踏まえ、各市町村が策定する市町村障害福祉計画に定める数値目標及びサービス等見込量を基に府障害福祉計画を策定する。

また、計画策定に当たっては、障害者基本法に基づく「京都府地方障害者施策推進協議会（障害者自立支援法に基づく「京都府障害者自立支援協議会」を兼ねる。）」の意見を聴くこととする。

#### 4 障害福祉サービスの体系



## 5 区域の設定

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を設定する。

区域の設定に当たっては、保健・医療施策及び高齢者施策との連携を図るため、障害者基本計画と同様に障害保健福祉圏域（6圏域）を基本にサービス提供基盤の整備を図る。

（参考）障害保健福祉圏域

圏域名		市 町 村 名
丹 後		宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
中 丹		福知山市、舞鶴市、綾部市
南 丹		亀岡市、南丹市、京丹波町
京都	京都市サブ圏域	京都市
乙訓	乙訓サブ圏域	向日市、長岡京市、大山崎町
山 城 北		宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山 城 南		木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

## 6 計画期間

平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間とする。ただし、障害者総合福祉法（仮称）の施行等により、期間中においても必要に応じて見直すものとする。

## 7 根拠法令

障害者自立支援法第89条第1項

## 第2章 平成26年度の数値目標の設定

国基本指針を踏まえ、平成26年度を目標年度として、次の数値目標を設定する。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者について、以下のとおり地域生活へ移行することを目指す。

項目	数値	備考
現入所者数	2,558人	平成17年10月1日の全施設入所者
地域生活移行者数	400人以上	現入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

### 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院の入院者について、以下のとおり地域生活へ移行することを目指す。

項目	数値	備考
①1年未満入院者の平均退院率	72%以上	平成26年度における1年未満入院者の平均退院率
②5年以上かつ65歳以上の退院者数	231人以上	平成26年度において精神科病院を退院する者の数

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数について、平成17年度の一般就労への移行実績の6倍を目指す。

項目	数値	備考
平成17年度一般就労移行者数	25人	平成17年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成26年度一般就労移行者数	150人以上(6倍以上)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

## (1) 一般就労への支援

福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標を達成するため、以下の障害者雇用施策を推進する。

項目	平成26年度における数値	考え方
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	150件	福祉施設から一般就労へ移行する全ての者が公共職業安定所経由によることを目指す。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 ※1	45人 (30%)	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、30%が受講することを目指す。
障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）の開始者数※2	75人 (50%)	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、50%が開始者となることを目指す。
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数※3	75人 (50%)	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、50%が支援を受けられるようにすることを目指す。
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 ※4	150人	福祉施設から一般就労へ移行する全ての者が支援を受けられるようにすることを目指す。

### ※1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業

企業や社会福祉法人、NPO法人、民間訓練機関等の地域の多様な就労や教育の現場で障害者の職業訓練を行い、就労に必要な知識や技能を付与するための事業

### ※2 障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障害者を試行的に雇用する（トライアル雇用）機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業

### ※3 職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害者が実際に働く職場において、障害者や事業主、また障害者の家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行うなどきめ細かな人的支援を行う者

### ※4 障害者就業・生活支援センター事業

地域の障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成し、



障害者の就業面及び生活面で一体的な支援を行う事業

(2) 福祉的就労の支援（京都府「ほっとはあと製品」応援事業実施計画の推進）

「ほっとはあと製品」の生産・販売の促進等により、障害者福祉サービスを提供する事業所等いわゆる福祉の場で働く障害者の工賃水準の上げを図り、障害のある人の自立を支援するため、国の支援事業も活用し、以下の事業を行う。

- ものづくりや販売等に関する専門家の施設への派遣
- 新商品開発や共同生産体制づくり
- 民間企業からの受注や官公需の一層の拡大

## 第3章 障害保健福祉圏域ごとのサービス供給体制の見直し及び指定障害福祉サービスの計画的な基盤整備の方策等について

### 1 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等

市町村、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療、教育、企業などの関係団体等で構成する各圏域の障害者自立支援協議会において、以下のような現状分析・課題整理がなされた。

#### (1) 丹後圏域

地域生活への移行を進める上で、受け皿となるグループホーム・ケアホームの整備については進んできているところではあるが、障害者やその家族の高齢化により、一層の整備が必要となってきた。

就労支援については、就職支援と定着支援の双方が重要であり、障害者就業・生活支援センターと就労関係事業所の連携強化と支援体制の構築が求められている。

また、医療的ケアを必要とする重度の障害者への日中活動の場の確保や介護者へのレスパイトケアの体制整備も必要である。

#### (2) 中丹圏域

障害者が地域で暮らしていくためには、概ね3つの課題がある。

1つめは、生活基盤の整備である。

地域移行への受け皿として、今後ともグループホーム・ケアホームの整備とともに、民間アパートなど、住まいの場を確保していく必要がある。

2つめは、在宅でも安心して暮らしていけるためには、家族の心身の負担及び経済的な負担の軽減が必要であり、そのためには地域での医療体制の整備及び福祉制度の充実が求められる。

3つめは就労や工賃アップに向けた支援である。

就労支援と併せ、就労しても定着が難しい事例を通してその原因を究明し、圏域の共通の課題として、対策を講じていく必要がある。

#### (3) 南丹圏域

特別支援学校卒業生の大部分が生活介護や就労移行支援等の障害福祉サービス事業所を利用しており、中でも就労系サービスの需要が多く、これらの

事業所の継続的な整備とともに、重度重複障害者の受け入れ事業所の計画的な整備も必要である。

また近年、発達障害や高次脳機能障害の人への支援ニーズも徐々に高まっており、これらの方々を地域で支えるための基盤整備やシステムづくりが求められている。

#### (4) 京都・乙訓圏域

##### ア 京都市サブ圏域

福祉施設から地域生活への移行や、退院可能な精神障害のある市民の精神科病院からの退院を促進する取組と併せて、障害のある方が地域で安心して暮らせるための基盤整備として、在宅生活を支えるサービスの充実を図るとともに、障害のある方の生活の場や地域で活動できる場の充実、更にはきめ細やかな相談支援を提供するための体制強化が必要である。

とりわけ、訪問系サービスにおいては、ホームヘルパーや重度訪問介護事業所の確保が必要であり、また日中活動系サービスにおいては、生活介護や短期入所の需要が伸びると見込まれる。

居住系サービスにおいては、地域移行を推進する観点からこれまで以上にグループホーム・ケアホームの充実を図っていく必要があるが、報酬水準の向上や地域の理解促進など事業所の増設に向けて取り組まなければならない課題がある。

就労支援については、引き続き、労働、福祉、教育など各分野の関係機関が協働して雇用促進・就労支援に取り組むとともに、就職先での職場定着に向けた就職後の離職状況の把握など、必要な支援のあり方を検討していく。

##### イ 乙訓サブ圏域

特別支援学校卒業生も半数以上が生活介護や就労移行支援等の福祉サービスを受けており、年々、生活介護に対する新たな需要が見込まれているため、今後、これらの事業所の計画的な整備が必要である。

また、強度行動障害や医療的ケアを要する重度の障害者を地域で支えるため、障害福祉サービスや人材育成などの基盤整備やサービス事業提供者間のシステムづくりが必要である。

障害者の在宅生活を支える上で、重要な役割を果たす短期入所についても、管内に知的障害者に対応した入所施設がないこともあり、遠方の施設等を利用せざるを得ない状況にある。

圏域内には精神科病院が2箇所あり、長期入院患者の退院促進と併せ、精神障害者の生活と就労の場の確保が必要である。

## (5) 山城北圏域

圏域内では、精神科病院が4箇所あり、精神障害者の退院促進と地域生活支援を進めるための関係機関のネットワークを構築する一方、グループホーム等の地域の生活基盤の整備、充実が一層求められており、今後は新たに導入された訪問支援事業（アウトリーチ）とも連携を図り医療面の支援に加え、早期支援や家族支援などの生活面の支援を行う人材の確保、体制の整備も課題となる。

平成22年、23年に相次いで特別支援学校が新設されたことに伴い、放課後の対応や卒業生の就労問題等も課題となっている。また、特別支援学校内に設置されたスーパーサポートセンターとの連携による発達障害児等への支援強化も必要となる。

また、今後は強度行動障害や医療的ケアを要する重度の障害者（児）を地域で支えるための基盤整備、事業者間でのシステムづくり、人材育成のための研修等の充実が必要となる。

就労支援については、一般就労の促進、福祉的就労を行う事業所の整備を早急に進めるとともに、自治体における障害者雇用や公共事業の優先発注などの取組みを強化、授産製品については、事業所連携、ボランティアの活用による商品開発やアンテナショップ等の常設店舗や出張販売、委託販売先の確保など販売チャンネルの多様化が求められている。

## (6) 山城南圏域

圏域内は人口増加が顕著であり、若い世代の転入も多い。それに伴って障害児（者）も増加している。又特別支援学校からの卒業生の新たな福祉サービスの利用が見込まれ、居宅系、日中活動系ともにサービス提供体制の計画的な整備が必要である。特に重度の障害者に対応する生活介護などの介護系ニーズも高まっている。

在宅の障害者の家族の高齢化等によりグループホーム・ケアホームの利用ニーズも高まっている。

就労支援については、障害者の特性について広く理解を求め、圏域内での就労の場の確保を図るとともに、就労系のサービス事業所等の計画的な整備が必要である。

障害児をとりまく福祉サービスについては、児童デイサービスや療育等のニーズが高く、特に発達障害児に対する地域での支援システムづくりが必要である。

また、医療的ケアを必要とする重度障害者の対応については、圏域内の実

情を把握し、医療的ケアを必要とする障害者の方が地域で安心して暮らせるためのシステムづくりが必要である。

## 2 各年度の障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成26年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。

(※各年度のサービス見込量は1ヶ月分の数値)

### (1) 訪問系サービス

#### ア 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行う。

#### イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する者を対象とした、居宅での介護のほか、外出時における移動中の介護などを総合的に行う。

#### ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者又は障害児を対象とした、外出時の移動に必要な情報提供や移動の支援を行う。

#### エ 行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行う。

#### オ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の障害者又は障害児であって、その介護の必要な程度が著しく高い者を対象とした、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に行う。

＜訪問系サービスの合計＞			
区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	4,361 時間分 ( 204 人分 )	4,606 時間分 ( 225 人分 )	4,741 時間分 ( 234 人分 )
中 丹	6,489 時間分 ( 352 人分 )	7,408 時間分 ( 425 人分 )	7,960 時間分 ( 458 人分 )
南 丹	8,647 時間分 ( 283 人分 )	9,727 時間分 ( 318 人分 )	10,957 時間分 ( 357 人分 )
京 都・乙 訓	157,379 時間分 ( 3,851 人分 )	170,684 時間分 ( 4,087 人分 )	185,292 時間分 ( 4,341 人分 )
山 城 北	16,416 時間分 ( 654 人分 )	17,714 時間分 ( 703 人分 )	19,038 時間分 ( 752 人分 )
山 城 南	3,479 時間分 ( 239 人分 )	3,768 時間分 ( 271 人分 )	4,039 時間分 ( 300 人分 )
計	196,771 時間分 ( 5,583 人分 )	213,907 時間分 ( 6,029 人分 )	232,027 時間分 ( 6,442 人分 )

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

常時介護を要する障害者を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う。(18歳未満は児童福祉法に基づく通所支援の対象)

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	8,331 人日分 ( 441 人分 )	8,668 人日分 ( 459 人分 )	9,041 人日分 ( 479 人分 )
中 丹	9,973 人日分 ( 514 人分 )	10,435 人日分 ( 535 人分 )	10,941 人日分 ( 558 人分 )
南 丹	8,092 人日分 ( 376 人分 )	8,397 人日分 ( 390 人分 )	8,702 人日分 ( 404 人分 )
京 都・乙 訓	50,085 人日分 ( 3,034 人分 )	51,723 人日分 ( 3,132 人分 )	53,336 人日分 ( 3,228 人分 )
山 城 北	15,441 人日分 ( 867 人分 )	16,084 人日分 ( 904 人分 )	16,625 人日分 ( 932 人分 )
山 城 南	5,054 人日分 ( 260 人分 )	5,422 人日分 ( 274 人分 )	5,680 人日分 ( 289 人分 )
計	96,976 人日分 ( 5,492 人分 )	100,729 人日分 ( 5,694 人分 )	104,325 人日分 ( 5,890 人分 )

## イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	44 人日分 ( 2 人分 )	66 人日分 ( 3 人分 )	88 人日分 ( 4 人分 )
中 丹	113 人日分 ( 26 人分 )	113 人日分 ( 26 人分 )	113 人日分 ( 26 人分 )
南 丹	66 人日分 ( 3 人分 )	66 人日分 ( 3 人分 )	66 人日分 ( 3 人分 )
京 都・乙 訓	701 人日分 ( 69 人分 )	701 人日分 ( 69 人分 )	701 人日分 ( 69 人分 )
山 城 北	111 人日分 ( 9 人分 )	126 人日分 ( 10 人分 )	163 人日分 ( 12 人分 )
山 城 南	0 人日分 ( 0 人分 )	0 人日分 ( 0 人分 )	0 人日分 ( 0 人分 )
計	1,035 人日分 ( 109 人分 )	1,072 人日分 ( 111 人分 )	1,131 人日分 ( 114 人分 )

## ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	228 人日分 ( 19 人分 )	228 人日分 ( 19 人分 )	250 人日分 ( 20 人分 )
中 丹	154 人日分 ( 7 人分 )	176 人日分 ( 8 人分 )	154 人日分 ( 7 人分 )
南 丹	197 人日分 ( 9 人分 )	197 人日分 ( 9 人分 )	197 人日分 ( 9 人分 )
京 都・乙 訓	4,933 人日分 ( 269 人分 )	5,113 人日分 ( 281 人分 )	5,294 人日分 ( 293 人分 )
山 城 北	1,045 人日分 ( 89 人分 )	1,212 人日分 ( 104 人分 )	1,377 人日分 ( 118 人分 )
山 城 南	187 人日分 ( 10 人分 )	169 人日分 ( 10 人分 )	174 人日分 ( 10 人分 )
計	6,744 人日分 ( 403 人分 )	7,095 人日分 ( 431 人分 )	7,446 人日分 ( 457 人分 )

## 工 就労移行支援

一般就労等を希望する障害者に対し、有期限の支援計画に基づき、就労に必要な知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図る等の支援を行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	764 人日分	890 人日分	1,103 人日分
	( 37 人分 )	( 43 人分 )	( 53 人分 )
中 丹	356 人日分	532 人日分	924 人日分
	( 20 人分 )	( 28 人分 )	( 42 人分 )
南 丹	460 人日分	525 人日分	589 人日分
	( 21 人分 )	( 24 人分 )	( 27 人分 )
京 都 ・ 乙 訓	4,276 人日分	4,480 人日分	4,685 人日分
	( 227 人分 )	( 238 人分 )	( 249 人分 )
山 城 北	2,001 人日分	2,022 人日分	2,067 人日分
	( 107 人分 )	( 109 人分 )	( 112 人分 )
山 城 南	332 人日分	342 人日分	375 人日分
	( 18 人分 )	( 19 人分 )	( 21 人分 )
計	8,189 人日分	8,791 人日分	9,743 人日分
	( 430 人分 )	( 461 人分 )	( 504 人分 )



## オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	278 人日分 ( 13 人分 )	320 人日分 ( 15 人分 )	660 人日分 ( 30 人分 )
中 丹	550 人日分 ( 25 人分 )	814 人日分 ( 37 人分 )	1,100 人日分 ( 50 人分 )
南 丹	538 人日分 ( 25 人分 )	624 人日分 ( 29 人分 )	732 人日分 ( 34 人分 )
京 都・乙 訓	7,746 人日分 ( 389 人分 )	8,026 人日分 ( 403 人分 )	8,265 人日分 ( 415 人分 )
山 城 北	2,357 人日分 ( 119 人分 )	2,725 人日分 ( 137 人分 )	3,129 人日分 ( 157 人分 )
山 城 南	619 人日分 ( 28 人分 )	761 人日分 ( 33 人分 )	922 人日分 ( 39 人分 )
計	12,088 人日分 ( 599 人分 )	13,270 人日分 ( 654 人分 )	14,808 人日分 ( 725 人分 )

## カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る等の支援を行う。（雇用契約は結ばない）

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	5,127 人日分 ( 267 人分 )	5,263 人日分 ( 274 人分 )	5,417 人日分 ( 282 人分 )
中 丹	8,872 人日分 ( 440 人分 )	9,004 人日分 ( 446 人分 )	9,268 人日分 ( 458 人分 )
南 丹	5,802 人日分 ( 288 人分 )	6,016 人日分 ( 296 人分 )	6,252 人日分 ( 308 人分 )
京 都・乙 訓	44,397 人日分 ( 2,460 人分 )	45,866 人日分 ( 2,537 人分 )	47,278 人日分 ( 2,612 人分 )
山 城 北	7,984 人日分 ( 466 人分 )	8,555 人日分 ( 498 人分 )	9,186 人日分 ( 534 人分 )
山 城 南	503 人日分 ( 26 人分 )	538 人日分 ( 28 人分 )	573 人日分 ( 29 人分 )
計	72,685 人日分 ( 3,947 人分 )	75,242 人日分 ( 4,079 人分 )	77,974 人日分 ( 4,223 人分 )

## キ 療養介護

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行う。（18歳未満は児童福祉法に基づく入所支援の対象）

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	24 人分	24 人分	24 人分
中 丹	5 人分	5 人分	5 人分
南 丹	29 人分	29 人分	29 人分
京 都・乙 訓	49 人分	49 人分	49 人分
山 城 北	38 人分	39 人分	40 人分
山 城 南	6 人分	6 人分	6 人分
計	151 人分	152 人分	153 人分

## ク 短期入所

居宅においてその介護者の病気の場合など、障害者支援施設などへの短期間の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	243 人日分 ( 48 人分 )	270 人日分 ( 53 人分 )	291 人日分 ( 57 人分 )
中 丹	390 人日分 ( 58 人分 )	434 人日分 ( 65 人分 )	480 人日分 ( 72 人分 )
南 丹	359 人日分 ( 54 人分 )	411 人日分 ( 62 人分 )	478 人日分 ( 72 人分 )
京 都・乙 訓	2,988 人日分 ( 541 人分 )	3,148 人日分 ( 561 人分 )	3,243 人日分 ( 579 人分 )
山 城 北	1,321 人日分 ( 268 人分 )	1,403 人日分 ( 284 人分 )	1,468 人日分 ( 297 人分 )
山 城 南	440 人日分 ( 92 人分 )	472 人日分 ( 97 人分 )	497 人日分 ( 99 人分 )
計	5,741 人日分 ( 1,061 人分 )	6,138 人日分 ( 1,122 人分 )	6,457 人日分 ( 1,176 人分 )

### (3) 居住系サービス

#### ア 共同生活援助（グループホーム）

日中の就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者に対し、共同生活を営む住居において、相談その他日常生活上の援助を行う。（基本的には18歳以上の障害者を対象）

#### イ 共同生活介護（ケアホーム）

日中の就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行う。（基本的には18歳以上の障害者を対象）

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	109 人分	121 人分	136 人分
中 丹	121 人分	136 人分	161 人分
南 丹	99 人分	107 人分	114 人分
京 都・乙 訓	589 人分	635 人分	679 人分
山 城 北	207 人分	231 人分	253 人分
山 城 南	52 人分	57 人分	61 人分
計	1,177 人分	1,287 人分	1,404 人分

#### ウ 施設入所支援

夜間において、介護が必要な者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援を行う。（18歳未満は児童福祉法に基づく入所支援の対象）

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	200 人分	201 人分	201 人分
中 丹	313 人分	307 人分	303 人分
南 丹	175 人分	172 人分	170 人分
京 都・乙 訓	1,351 人分	1,338 人分	1,322 人分
山 城 北	306 人分	299 人分	291 人分
山 城 南	64 人分	64 人分	62 人分
計	2,409 人分	2,381 人分	2,349 人分

#### (4) 相談支援

##### ア 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定に係るサービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「計画」という。）案及び計画の作成、サービス事業者等との連絡調整を行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	108 人分	163 人分	244 人分
中 丹	84 人分	232 人分	319 人分
南 丹	85 人分	116 人分	137 人分
京 都・乙 訓	1,610 人分	3,364 人分	5,295 人分
山 城 北	514 人分	1,208 人分	1,972 人分
山 城 南	236 人分	601 人分	764 人分
計	2,637 人分	5,684 人分	8,731 人分

##### イ 地域移行支援

障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害者を対象とした、地域生活に移行するための活動に対する相談を行うとともに、地域移

行のための障害福祉サービス事業者等への同行支援などを行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	5 人分	5 人分	6 人分
中 丹	10 人分	10 人分	13 人分
南 丹	5 人分	7 人分	9 人分
京 都・乙 訓	45 人分	45 人分	47 人分
山 城 北	24 人分	28 人分	33 人分
山 城 南	8 人分	8 人分	9 人分
計	97 人分	103 人分	117 人分

#### ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者又は同居の家族による支援を受けられない障害者を対象とした、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因する緊急の事態等に相談、緊急訪問などの支援を行う。

区域	平成24年度	平成25年度	平成26年度
丹 後	4 人分	4 人分	4 人分
中 丹	10 人分	10 人分	11 人分
南 丹	4 人分	6 人分	7 人分
京 都・乙 訓	22 人分	22 人分	24 人分
山 城 北	49 人分	68 人分	84 人分
山 城 南	7 人分	8 人分	10 人分
計	96 人分	118 人分	140 人分

### 3 施策の方向性

各圏域の障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、各圏域単位のサービス基盤等の整備を図るとともに、京都府障害者基本計画（後期重点計画）等に掲げる以下の施策を推進する。

#### （1）居住支援

##### ア 一般住宅（公営住宅・民間住宅）への入居支援

- ・ 一般住宅（公営住宅・民間住宅）への入居を促進するため、入居契約手続きの支援を行う市町村の「居住サポート事業」が円滑に実施されるよう支援する。
- ・ 府営住宅への入居を支援するため、優先入居制度等による住居の確保に努める。

##### イ グループホーム・ケアホームの整備促進

- ・ グループホーム・ケアホームの整備を促進するため、新設や増設するために必要な既存建物の改修などに対する支援を行う。
- ・ グループホームとしての整備を促進するため、府営住宅などの府有財産を活用する。

#### （2）就労支援

##### ア 「ほっとはあと製品」応援事業の計画的な実施

「ほっとはあと製品」の生産・販売の促進により障害のある人の自立を支援するため、「ほっとはあと製品」応援事業のプロジェクトチームにおいて、民間企業・商工団体等とも連携し、計画的に実施する。

- 個別施設への専門家派遣等の支援
- カタログ通信販売の活用等による販路拡大などの販売戦略の実行
- 講習会の開催による施設職員の意識・技術の向上
- 交流会での受注促進など企業との連携

##### イ 「ゆめこうば協議会」の設置

障害のある人の就労場所の拡大等を推進するため、「ゆめこうば協議会」を設置し、企業等のニーズに応じたサービスや製品を事業所が連携して提供する仕組みを構築して受注機会の拡大を図る。

## ウ 一般就労への移行支援

京都ジョブパークの「はあとふるジョブカフェ」（障害者の就労支援拠点）において、福祉施設利用者など障害のある方を幅広く対象に、相談や企業実習、定着支援まで関係機関と連携し総合的な就労支援を実施する。

## エ ITサポートセンター機能の強化

ITを活用した在宅就労を支援するため、ITサポートセンターに登録している障害のある人のスキルアップに努める。

## オ 職場実習受入先の開拓

一般就労への移行に向けた職場実習受入先の開拓のため、就労移行支援事業者等から職場実習を受け入れる企業に対する設備整備等への支援を行う。

## カ 就労支援ネットワークの構築

圏域障害者自立支援協議会において、関係機関、福祉施設や地元企業等とのネットワークを活用し、実態把握や企業への啓発、セミナーの開催などを実施する。

## キ 積極的に取り組む企業の応援

障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を「障害者雇用推進企業（京都是あとふる企業）」として認証し、ホームページ等で公表するとともに、府が行う事業の認証企業に対する入札参加機会の確保等による優先的な発注制度を導入する。

## (3) 日中活動支援

### ア 障害のある人の地域活動の支援

障害のある人が地域で安心して暮らせるために、精神障害者や聴覚障害者、視覚障害者など障害特性に応じたヘルパーやボランティアなどの人材養成の取組を一層強化する。

### イ サービス提供体制の整備

サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大や地域相談支援の実施に必要な相談支援の提供体制を確保するため、相談支援従事者研修の充実等を行う。

家族の事情で一時的に在宅での介護が困難になった場合や家族のレスパイト（一時的休息）のために利用できる短期入所（ショートステイ）事業の充実を図るため、施設の整備や運営の支援を行います。

#### （４）乳幼児・学齢期の支援

##### ア 発達障害児に対する支援

発達障害の早期発見・早期療育のため５歳児健診、専門家を交えた判定会議によるスクリーニングや保育所等への巡回支援、ペアレントトレーニングなどを、府内で幅広く展開するとともに、保育士等の研修の実施や行動療法に基づく「ほめ方絵本」の普及などに取り組む。

##### イ 聴覚障害児に対する支援

特別支援学校や関係団体等と連携し、聴覚障害がある乳幼児の相談、療育を支援する。

##### ウ 障害児支援の強化

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害のある児童を支援する施策を推進するため、市町村と連携しサービスを提供する施設・事業所の確保、円滑な移行の支援を行う。

#### （５）相談支援・普及啓発・人材育成

##### ア 相談支援の機能強化

- ・ 各障害保健福祉圏域ごとの障害者自立支援協議会において、就労支援や精神障害、発達障害などの各専門部会を置いて、ゼネラルケアマネージャーを中心とする関係機関等とのネットワークを活用し、困難事例等への広域的な対応を図る。
- ・ 府障害者自立支援協議会において、相談支援事業に係る評価を実施する。

##### イ 積極的な啓発活動の推進

府の各種広報媒体による啓発を積極的に行うとともに、市町村、相談支援機関、関係団体等との連携による各種セミナーを開催するなど、地域住民や企業、事業者等の理解を深める施策を推進する。



## ウ 精神障害者の退院支援の充実

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、圏域障害者自立支援協議会等を通じ、市町村や精神科病院等と連携・協力して、地域移行・地域定着支援の推進を図る。

## エ 発達障害者への支援

発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターを核として、発達障害に関する相談支援、普及啓発、研修などの取組を強化する。

## オ 高次脳機能障害者への支援

高次脳機能障害に関わる医療機関、福祉サービス提供事業者等の研修や相談支援、府リハビリテーション支援センターの支援拠点機能を強化するとともに、高次脳機能障害専門の生活訓練事業所の設置や訪問支援者の派遣、診療機能の充実・強化などの支援を行う。

## カ 人材の育成

- ・ 障害のある人と同じ立場に立つ当事者が相談に応じることで障害のある人を支えていくため、ピアカウンセラーの活用を進める。
- ・ 障害のある人が地域で安心して暮らせるために、精神障害者や聴覚障害者、視覚障害者など障害特性に応じた多様なニーズに対応するヘルパーやボランティアなどの人材養成の取組を一層強化する。

## (6) 災害に係る支援体制

東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえて、国において講じられる災害その他非常事態において障害者の生命・身体の安全の確保を図るための措置について、市町村や関係団体等と連携して適切に対応する。

## 第4章 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定める。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要入所定員総数	2,409人	2,381人	2,349人

## 第5章 指定障害福祉サービス等従事者の確保又は資質向上のための措置

指定障害福祉サービス等従事者の確保及び資質の向上を図るため、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進する。

こうした取組を効果的に実施するため、事業者や雇用、教育、医療等の関係者による圏域障害者自立支援協議会を中心に、関係機関が一体となって取組を一層強化する。

### 1 サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要である。

また、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成対象者の大幅な拡大や地域相談支援の実施に必要な相談支援提供体制の確保が求められる。

このため、府においては、京都府障害者自立支援協議会において、人材育成に係る検討を行い、相談支援従事者研修の充実等を行うとともに、サービス管理責任者や障害福祉サービス等従事者を対象とした研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保及び資質の向上に関する総合的な施策に取り組むこととする。

### 2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うなど、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされている。

このため府として、指定障害福祉サービスの自己点検を行うよう指導するとと

もに、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構を設立し、第三者評価事業の実施、評価機関の認定審査、評価調査者養成研修、評価結果公表、受診を支援するなど、利用者本位のより質の高いサービス提供の確保と選択の支援に資する第三者評価を推進する。

また、京都府障害者自立支援協議会において、相談支援事業に係る評価を行い、その運用を通じて相談支援事業者の資質の向上を図る。

### 3 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえ、障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して研修を実施する等の措置を講じることが必要である。

府として、「障害者権利擁護センター」の設置や事業者・市町村職員に対する研修、事業者の監査指導等を通じ、障害者等に対する虐待の防止を徹底、成年後見の利用促進を図るとともに、市町村における虐待防止の取組を支援する。

また、圏域障害者自立支援協議会の活動を通じ、市町村をはじめ関係機関と連携し、障害者等の権利擁護の推進と安心できる地域生活の確保を図る。

## 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業として、以下の事業を実施する。

### 1 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

##### ア 発達障害者支援センター運営事業

- 自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある方への療育
- ・相談支援ができる仕組みを確立するため、「京都府発達障害者支援センター」において、府全域（京都市域を除く。）を対象に以下の事業を行う。
  - ・個人の障害特性に応じた相談支援
  - ・府域全体のネットワークづくり
  - ・専門的人材の養成
  - ・普及啓発事業等

##### イ 障害者就業・生活支援センター事業

障害のある方の職業生活における自立を図るため、障害者就業・生活支

援センターにおいて、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図り、必要な指導、助言、その他の支援を行う。

## ウ 高次脳機能障害者支援事業

交通事故などの脳外傷や脳卒中などの病気により、脳の一部が損傷を受け、言語や記憶などの知的な機能に障害のある方に対する適切な支援体制を確立するため、「京都府リハビリテーション支援センター」に高次脳機能障害者相談支援コーディネーターを配置するとともに、地域リハ支援センターにサブコーディネーターを配置し、府全域を対象に以下の事業を行う。

- ・ 障害者、家族及び関係機関に対する相談支援
- ・ 高次脳機能障害専門の生活訓練事業所に配置する訪問支援者の養成・派遣
- ・ 診断、リハビリテーション等についての技術指導
- ・ 協力病院等関係機関との連携
- ・ 普及啓発等

## (2) 広域的な支援事業

### ア 総合相談支援体制整備事業

市町村における相談支援事業を支援するため、各障害保健福祉圏域に相談支援事業に関する相当な知識と経験を有する者（ゼネラルケアマネジャー）を配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援事業を行う。

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 対応困難な事例に係る助言等
- ・ 就労等の広域的な課題解決に向けた体制整備

### イ 障害者自立支援協議会

府障害福祉計画の進行管理及び府全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として、「京都府障害者自立支援協議会」を設置するとともに、市町村を越えた広域調整を担う組織として各障害保健福祉圏域に「圏域障害者自立支援協議会」を設置する。

### ウ 障害児（者）地域療育等支援事業

在宅の障害児（者）の地域生活を支えるため、各障害保健福祉圏域に1箇所ずつ施設を指定し、巡回・訪問・外来による療育指導や児童発達支援、障害児保育を行う者への技術指導を行うなど、身近な地域で療育が受けら

れる療育機能の充実を図る。

### (3) 人材育成事業

聴覚障害者や視覚障害者のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記・点訳・朗読の各奉仕員等の養成事業を一層強化する。

## 2 各年度の事業の種類ごとの実施に関する量の見込み

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み 箇所数	実施見込み 箇所数	実施見込み 箇所数
1 専門性の高い相談支援事業			
① 発達障害者支援センター 運営事業	1センター	1センター	1センター
② 障害者就業・生活支援セ ンター事業	7センター	7センター	7センター
③ 高次脳機能障害者支援事 業	1センター	1センター	1センター
2 広域的な支援事業			
① 総合相談支援体制整備事 業	6圏域	6圏域	6圏域
② 障害者自立支援協議会 (うち圏域障害者自立支援協議会)	7協議会 (6協議会)	7協議会 (6協議会)	7協議会 (6協議会)
③ 障害児(者)地域療育等 支援事業	6圏域	6圏域	6圏域
3 人材育成事業	修了見込者数	修了見込者数	修了見込者数
手話通訳者及び奉仕員(要 約筆記・点訳・朗読)等養成 事業	500人	500人	500人

## 第7章 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、計画に定める数値目標等の点検・評価を行い、「京都府地方障害者施策推進協議会」や「京都府障害者自立支援協議会」など関係機関等への報告と計画達成のための所要の対策を講じる。

## <用語解説>

### <か行>

#### ○ 高次脳機能障害

交通事故などによる頭部外傷や脳卒中などの病気により、脳の一部に損傷を受けたため、言語や記憶などに後遺障害が発症し、その結果、日常生活や職業への適応が困難となっている障害。外見上わかりにくく、周囲の理解や本人の障害受容が進みにくいことが特徴。身体障害の有無に関わらず、高次脳機能障害を原因として、精神障害者保健福祉手帳の取得が可能。

#### ○ 高次脳機能障害支援コーディネーター

高次脳機能障害に関する専門的な相談支援（電話・面接）や訪問・同行支援のほか、福祉、労働などの関係機関との連携、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、研修事業等を実施。

### <さ行>

#### ○ 児童発達支援

障害のある児童に対して、身近な地域の施設への通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス

### <な行>

#### ○ ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

### <は行>

#### ○ 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に対して、放課後や休業日において、生活能力向上のための訓練や地域交流の機会などを提供し、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサー

ビス。

○ **発達障害のペアレントトレーニング**

発達障害児を持つ親のための子供の育て方のトレーニング。主に子供に対する適した接し方（良い所を見つけるコツ・褒めるコツや増やしたい行動・減らしたい行動等に対する対応方法など）を学ぶ。

○ **ピアカウンセラー**

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助する人。

**<ら行>**

○ **リハビリテーション**

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障害のある人の自立と参加を目指す障害者施策の理念。

**(地域リハビリテーション)**

障害のある人などが住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、保健、福祉の各分野の関係機関の連携により、それぞれの状態に応じた継続的かつ適切なリハビリテーションを提供する仕組み。